

## 利 用 上 の 注 意

1 本書は、東京都より発行された「平成 26 年経済センサス-基礎調査 東京都結果報告」から抜粋加工したものです。本書に収録されていない集計結果については「東京都公式ホームページ」内に掲載されていますので、あわせてご活用ください。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査の目的

平成 26 年経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすること、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的として実施した。

#### (2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき実施される基幹統計調査である。

#### (3) 調査の期日

平成 26 年 7 月 1 日

#### (4) 調査の対象

調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について行った。

ア 日本標準産業大分類「A－農業, 林業」及び「B－漁業」に属する個人経営の事業所

イ 日本標準産業大分類「N－生活関連サービス業, 娯楽業」のうち家事サービス業に属する事業所

ウ 日本標準産業大分類「R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち外国公務に属する事業所

#### (5) 産業分類

事業所の産業分類は、事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成 25 年 1 年間の収入額又は販売額の最も多いもの）で、原則として日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）により分類している。

### 3 集計について

(1) 構成比の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

(2) 「境界未定地域」は、千代田区・中央区・港区の境界未定地及び中央防波堤内側・外側埋立地及び鳥島等の所属未定地を指す。

#### (3) 表中の符記号

「0.0」：表章単位未満の数値（0.05 未満）

「－」：皆無又は該当数値なし

「…」：該当数値が不詳又は不明

### 4 用語について

#### (1) 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているもの。

① 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

#### (2) 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

### 5 本書についての問い合わせ先

**大田区産業経済部産業振興課産業振興担当**

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03 (5744) 1363 〈直通〉